（裏　面）

注意

1　⑳及び㉑の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2　④から㉒までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。

3　⑨の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。

4　⑪の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んでください。

イ　父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消した。

ロ　父が死亡した。

ハ　父が障害の状態にある。

ニ　父の生死が明らかでない。

ホ　父が児童を引き続き1年以上遺棄している。

ヘ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。

ト　父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。

チ　母が死亡した。

リ　母が障害の状態にある。

ヌ　母の生死が明らかでない。

ル　母が児童を引き続き1年以上遺棄している。

ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。

ワ　母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。

カ　婚姻によらないで生れた児童である。

ヨ　棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない。

5　⑫から⑲までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6　⑳及び㉑の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉑の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。

7　⑳の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

8　㉑の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。

9　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

イ　新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し

ロ　請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ　請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ　請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類

ホ　新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

ヘ　次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

（イ）　新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合

（ロ）　新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合

（ハ）　新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合

（ニ）　新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合

ト　児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書

10　手当の全部又は一部が支給停止となつている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。

11　この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。